平成２９年（フ）第９４号
静岡県富士市森島307番地の１　コンフォートメゾン301号
債務者　伊藤　亮司
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第９５号
静岡県富士市森島307番地の１　コンフォートメゾン301号
債務者　伊藤　理乃
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１０４号
静岡県富士市柚木438番地の３
債務者　渡邉　裕之
１　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１０７号
静岡県富士市石坂389番地の75　メゾンドクラッセ308号
債務者　丹沢　珠実
１　決定年月日時　平成29年６月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２９年（フ）第１５号
愛知県東海市富木島町新藤棚65番地の２
債務者　小島さちえ
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第６５３号
名古屋市中川区昭明町３丁目26番地　ミルト・ブリーゼＳ101号
債務者　細谷　真一
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第７６１号
名古屋市港区木場町９番地の５　南木場荘５棟501号
債務者　溝口　久美
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２９年（フ）第３７号
三重県伊賀市桐ケ丘３丁目364番地
債務者　加藤　和子
１　決定年月日時　平成29年６月15日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２９年（フ）第９６号
滋賀県栗東市下鈎725番地１（203号）
債務者　平嶋　京美
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１０４号
京都市伏見区向島二ノ丸町151番地58向島市営住宅１－４棟1106号、前住所滋賀県甲賀市水口町山1640番地308
債務者　平岡　茂雄
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１１７号
滋賀県栗東市川辺532番地（Ａ－304）
債務者　橋本　美香
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１４７号
大津市萱野浦22番46―501号、前住所大津市松陽４丁目４番10号
債務者　澤村　琢矢
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第１５４号
滋賀県甲賀市水口町虫生野中央72　アパートメントムゲン202号室、住民票上の住所滋賀県蒲生郡日野町大字中山2334番地２
債務者　津田栄一郎
１　決定年月日時　平成29年６月15日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
大津地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２５号
広島市西区南観音町８番23―303号、申立時の住所広島市西区草津本町９番６―204号
債務者　山本　晴香
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第２３５号
広島市佐伯区千同１丁目25番29－３号
債務者　神川美穂子
１　決定年月日時　平成29年６月14日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４３号
広島県東広島市西条町御薗宇5139番地２　アメニティ御薗宇壱番館201号
債務者　ナガヤマ　ファビオ　カズオこと　ＮＡＧＡＹＡＭＡ　ＦＡＢＩＯ　ＫＡＺＵＯ
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第３４４号
広島県東広島市西条町御薗宇5139番地２　アメニティ御薗宇壱番館201号
債務者　ナガヤマ　エディルダ　レモスこと　ＮＡＧＡＹＡＭＡ　ＥＤＥＩＬＤＡ　ＬＥＭＯＳ
１　決定年月日時　平成29年６月13日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成29年８月14日まで
広島地方裁判所民事第４部